

平成27年度 定期監査報告 (第5号)

1. 監査の対象 水産経済部〔水産研究所、水産加工振興センター
商工観光課〕
建設水道部〔都市整備課、都市整備主幹〕
2. 監査の期間 自 平成27年 11月 16日
至 平成27年 12月 25日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 中 本 明
根室市監査委員 波 多 雄 志
5. 監査の範囲

前記各部課に係る平成26年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

(1) 前回監査の指摘事項の処理状況について

(2) 予算執行の全般的な体制の適否について

(3) 収入事務について

- ① 過誤納金の処理の適否
- ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
- ③ 調定漏れの有無
- ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の当否
- ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
- ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
- ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の適否
- ⑧ 現金引継ぎの適否

(4) 支出事務について

- ① 支出負担行為の適否
- ② 予算目的に反する支出の有無
- ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
- ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
- ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否

- ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否
- ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否
- ⑧ 支出科目の当否
- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の適否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の当否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものである。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

◎ 水産経済部

● 水産研究所

- 水産指導担当

1. その他事務について

【指摘事項】

- (1) 公務出張に係る旅費（航空賃）の支給事務旅費（航空賃）の支給において

①概算払時に航空会社のホームページの予約画面等を印刷し、出張命令票等に添付を要するが、添付がなされていないこと。

②出張命令票や旅費概算内訳書に運賃種別（割引区分）の記載がないため、精算時に搭乗券等の支払った額がわかる証明書類の添付を省略できるものなのか、確認できないこと。

など不備が見られるので、必要書類を確実に添付されるとともに、運賃種別（割引区分）の記載の徹底を図られるなど是正されたい。

● 水産加工振興センター

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 自家用電気工作物保安管理業務委託（3ヶ年の長期継続契約）において、執行伺書の起票を省略しているが、「長期継続契約を締結することができる契約事務の取扱要領」第4条の規定による契約手続で行うべきであり、執行伺書の起票の省略はできないので、適正に事務処理されたい。

また、見積金額は原則として、月額又は年額とすべきであるが、総額となっているので、長期継続契約による契約事務については、同取扱要領を十分に確認の上、事務処理されたい。

● 商工観光課

- 商工労政担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 季節移動労働者就労前健康診断委託契約において、市立根室病院と契約することとなっているが、契約書がないので適正に事務処理されたい。

- 観光振興担当

1. 財産事務について

【指摘事項】

- (1) 行政財産使用許可（建物）において、使用料の算定は財産条例施行規則第12条の規定に基づき行うが算定基礎となる当該建物の維持管理費の千円未満を切り上げたことにより、結果2件が過大徴収となっているので、適正に事務処理されたい。

◎ 建設水道部

● 都市整備課

○ 都市管理担当

- ・特記事項なし

○ 都市事業担当

- ・特記事項なし

○ 都市公園担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 年に1度、公園遊具点検を委託して実施しているが、点検結果で報告された遊具の緊急対応必要箇所について、撤去・補修するか（しないか）等の意思決定（決裁）がなされていないこと、また、いつ、誰が、どのように撤去・補修したかの記録の整備がなされていないので、是正されたい。

○ 維持担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 臨時作業員の賃金の支出において、出勤簿に正規の勤務時間に達していない勤務日で欠勤か年次有給休暇なのか、記載がないものが見られる。賃金使役内訳票を見ると正規の勤務時間に達していない時間については欠勤として減額されていないが、確認の上、欠勤であれば精算処理され、また、年次有給休暇であれば出勤簿に記載するよう指導されたい。

2. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 防雪柵撤去業務委託に係る予定価格調書の作成において、見積書比較価格（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）は予定価格に108分の100を乗じて得た金額であるが、105分の100を乗じて得た金額（見積書比較価格）と108分の100を乗じて得た金額がそれぞれ記載された2枚の予定価格調書

を作成しており、不適切な事務処理となっているので、適正に事務処理されたい。

● 都市整備主幹

- ・特記事項なし